

# 經濟論叢

第七十六卷 第四號

---

ドイツ共同決定法の現實……………田 杉 競…(1)

信用理論の若干の問題……………三 上 正 之…(21)

フランス強制仲裁制度の展開・確立過程……………向 井 喜 典…(37)

J・ゴールドスタイン

「イギリス労働組合の自治」……………前 川 嘉 一…(57)

イギリス革命年表(翻譯)完……………E. A. コスミンスキー編…(21)  
武 暢 夫 譯

---

[昭和三十年十月]

京 滙 大 學 經 濟 學 會

# フランス強制仲裁制度の展開・確立過程

——フランスにおける強制仲裁制度の發展とその特質 (一) ——

向井喜典

## 序 説

——社會政策史における勞働爭議調停仲裁制度の位置——

勞働爭議の激化・發展による資本制搾取機構の攪亂を緩和し、階級支配秩序の安定確保を圖ろうとするのが、資本制生産様式に立脚する近代國家の勞働者政策。社會政策の、基本的課題であることはいうまでもなからう。勞働爭議に對する調停仲裁制度——わけても獨占資本主義——帝國主義の時代における勞資關係の「強制的和解」の槓杆として制定される「強制仲裁制度」は、かかる政策目的の最も端的な表現形態である。これが紛争對象たる勞働條件についての仲裁裁定の強制をもつて勞資間の爭議行為に代替せしめようとするものである限り、強制仲裁制度とは、勞働諸條件の維持——改善ないし勞働基本權の法認——保障を通じて産業平和と社會平和の實現を圖る勞働者政策。社會政策——とくに「團結保障立法」の領域に屬するそのの、危機的轉落形態といわねばならない。そしてまた今日、「生活と平和と民主主義のための勞働組合の權利」擁護のための勞働者階級の團結と統一を破壞するための政策手段として、帝國主義諸國、植民地、從屬國においてこの制度——ひろく勞働爭議調停仲裁制度一般が利用さ

れていることからも明かな如く、團結保障立法原理の否定にさえ通じるものなのである。われわれは、ここにおいて、最大限利潤の追求を主要な任務とし特徴とする現代獨占資本主義の基本的經濟法則のもとでの、資本制「社會改良」(社會政策)の最後の形態を見ることが出来るであろう。本稿においてわたしが、フランス強制仲裁制度の發展と特質の解明を試みようとする所以も、ここにある。危機におけるフランス社會政策史の構造把握のための準備的勞作というのが、究極の課題である。

※資本主義の全般的危機の現段階における労働爭議調停仲裁制度の機能と役割については、世界勞連(WFTU)議長、D. ウィットリオ氏が適確な分析を示している。「第三回世界労働組合大會議事録」(五月書房)、「世界勞連第七回總評議會主要報告集」(世界勞連日本事務局)の當該箇所を参照のこと。

※危機における社會政策の構造的把握という場合、當然、社會保障制度が問題となる。労働爭議調停仲裁制度と社會保障制度との論理的關連性については後述した。なお、今日のフランスにおける社會保障の役割については、Pierre Dider: La Situation de la Sécurité Sociale, 《Economie et Politique》N°13, juin, 1955, が興味深いが、紙数の制約のため、ここでは紹介出来ない。

もともと資本主義社會における社會政策とは、資本制生産—蓄積の進展に對應する労働者階級の相對的、絶對的貧困化、したがってこれに基因する階級對立の激化と階級闘争の發展を抑制するための「鎮靜劑」として、國家權力が具體的に發動するものである限り、兒童労働の制限、労働日の短縮、賃銀の引上げ、最低賃銀の保障、社會保険の實施など——總じて「資本による労働力價值收奪の抑制・緩和」なる本質規定性をもつその政策内容は、常に労働者の自主的行動の權利と自由に對する何らかの規制措置によつて補足されねばならなかつた。産業資本確立期の労働政策を特徴づける初期工場法(—初期社會政策)と團結禁止立法との對應關係はしばらく擱くとしても、労働者階級の組織的抗争によつて團結禁止立法が撤廢された後においても、團結と爭議の自由は必ずしも完全に法認さ

れたのではなかつた。十九世紀後半以降各國にみられる團結保障立法の生成——社會政策の一環としての勞働組合法の成立・展開もまた、勞働者組織（勞働組合）内部において形成・確立され來たつた行動規範——「社會的自主法」（なによりも「組合規約」というかたちをとり、團結權の法認とは、これの法的效力を承認したことにほかならない）に對抗するたためのものであつた。組織化されはじめたプロレタリアートの社會力を資本制國家の手に掌握し、彼等の階級的自主性を去勢するために、團結と爭議の自由が法的に承認されたのである。然し乍ら、資本制生産の敵對的矛盾の發展——なかでも獨占形成期における階級對立——鬭争の激化とともに、「勞働組合法」のみを以て勞働者階級の社會力を掌握し難くなるとき、階級關係の調整のために再び團結——罷業權規制政策が展開されるをえなくなる。團結保障立法體系のなかからの勞働爭議調整機能の分離——自立化。——勞働爭議に對する調停仲裁制度が、ここに成立するのである。いふまでもなく強制仲裁制度とは、これの最も強制的——拘束的な形態である。最大限利潤追求のための獨占資本の政策意思の從、儀、執行機關に轉落した資本制國家は、今や、勞働條件に關する強制仲裁をもつて勞働間の爭議行為に代えようとするのである。それは當然、爭議權の侵害、したがつて團結保障立法原理の否定に通じるものでもあらう。あたかも現代國家の最後の「勞働保護」——社會政策として、社會政策原理を否定した「社會保障」制度が支配的形態となるのと、軌を一にしたものといふことが出来る。社會保障とは、「勞働者階級内部での賃銀の再分配」、すなわち「一般的危機期における大量の被救恤的窮民を勞働者階級自體の負擔において解消せんとする努力」に他ならず、そこには「資本の勞働力價值收奪の抑制、緩和」と把握される社會政策の本質規定性は殆ど痕跡をもとどめていない。人はこれをしも「社會政策の危機的轉落形態」とよぶ。勞働保護立法の系列と並んで社會政策體系を構成するところのもう一つの政策分枝、すなわち團結保障立法系列よりこれを把えるとき、強制

(調停) 仲裁制度こそは、まさに同じ理由によつて、「危機的轉落」の典型的表現とよばれて然るべきであらう。ところで、以上の一般的考察は具體的なフランス社會政策史の發展過程に即しても、確認することが出来る。フランスの社會政策の歴史は婦人・幼少年労働の制限に關する一八四一年三月二一日法の制定とともににはじまるが、これは一七九一年六月一四日の「ル・シャプリエ法」以來の團結禁止諸立法の上に展開されたものであつた。一八四八年二月におけるパリー・プロレタリアートの「労働基本権」の宣言は、團結と争議の自由に對する禁壓を可成り大幅に緩和させたが、これも六月蜂起の敗北の結果奪ひ還され、勞資の階級的勢力均衡を政治支配の要諦とした第二帝制(ボナパルチズム) || ナポレオン三世のもとにおいて、一八六四年五月二五日法をもつて「團結の自由」(droit de coalition) が法認された後においても、結社(association)および組合結成(réunion)の權利は、市民法にいう「労働の自由」を侵害するものとして猶も禁止されたままであつた。その後約二〇年、パリー・コンミューンの焦土のなから再度昂揚した労働組合運動の社會的強力を去勢するため、一八八一年六月三〇日に結社の自由法(droit d'association)が、次いで八四年三月二一日に職業組合法〔労働組合法〕が制定される迄、争議行爲は猶も民事上、刑事上の責任を免れなかつたのである。團結と争議の自由に對する民事免責・刑事免責は、労働組合運動の一層の前進とそれの全國的組織化を推進めた。労働組合集會所(Chambre de syndicats)と労働取引所(Bourse du Travail)の二大系列の統合として、フランス労働總同盟CGTが結成されたのも此頃(一八九五年)である。労働者階級の相對的・絶對的窮乏化に抗する不斷の抗争、したがつてそれに基因する資本制搾取機構の攪亂を抑制するため、第三共和制の諸政府は労働保護立法の領域においても數々の「社會改良」を策したが、労働争議の激化は更に、争議の發生豫防と解決促進のための立法措置を社會的に必要とさせた。團結保障立法體系からの争

議調整機能の自立化である。既に一八六四年における團結禁止立法撤廢以來——一八六四年法審議の際に提案されたエミール・オリヴィエ案<sup>①</sup>の、幾度かの爭議調整法案は、かかるものとして法制化されることになり、一八九二年一月二七日、フランス勞働政策上は、じめての集團的勞働紛争に對する調停仲裁法が成立した。ところが、同法の規定する調停仲裁制度は裁定に何ら拘束力なき全く任意的なものであつたため、勞資双方の無視ないし誤解により法の實効性を保せられがたく、制定後間もなく改訂の必要性が強調され出した。強制仲裁實施を企圖する法案が次々と議會に提出された。だがこれが、「強制仲裁制度とは勞働組合運動の發展を阻止し勞働者の罷業權を剝奪するための」<sup>②</sup>油断ならない武器だとのフランス勞働者階級の傳統的な權利感情と眞向から對立することはいうまでもなく、彼等の組織的抗争の結果、一九三六年一月二一日、フランス最初の人民戰線政府の手によつて勞働爭議の(強制的)調停仲裁法が制定される日まで、勞働爭議調整制度の改正は實現しえなかつたのである。同法の規定によれば、商工業における一切の集團的勞働紛争はストライキまたはロックアウトに至らざる前に、調停および仲裁手續に附托されねばならず(強制的)、仲裁不成立の場合には、審判人名簿より選ばれた一名の審判人(sarantine)による裁定の拘束を受けねばならないといふ意味において、法は強制力を賦與されることとなつた。強制仲裁制度をもつて、勞資間の爭議行為に代替せしめようとするのである。しかもかかる大膽かつ劃期的な制度の導入が、從來一貫して勞働爭議に對する國家權力の介入を頑強に拒否して來た勞働者階級によつて要請されたものなることは、特に注目されねばならないところである。これは、人民戰線政府のもとにおけるフランス強制仲裁制度の成立過程の特殊性を表示するものであろう。

\*一八九二年勞働爭議調停仲裁法とともに、幾度か提出されたる強制仲裁法案と、これに對する勞資それぞれの對應姿態について

は拙稿「現代フランス労働政策史の一劃期」（本誌第七六卷第二號）二二—二三頁、および四一—四三頁参照。

一九三六年強制仲裁法成立過程の詳細な経緯とその意義については、既に別稿において扱つた（前掲拙稿参照）。

そして、同法がよくその实效性を保障せられるならば、フランスの勞資關係の性格と構造は可成り大幅な轉換を餘儀なくされるであらうこと、それゆゑ労働者階級のなかから「強制仲裁法案は社會化への第一歩である」との聲さえあられたことを指摘しておいた。本稿はそれに續くものである。従つてここでの課題は、かかるものとして制定された強制仲裁制度が、果して當初所期されていた如き政策効果を収めたかどうかについての、具體的檢討に向けられねばならない。いうまでもなく法の实效性はその運用の過程に即して検討されねばならないであらう。

もともと一九三六年法が六ヶ月の期間を限り主として變動期にあつた賃金調整を對象として制定されたことは別稿で述べた通りであるが、その後一九三八年二月二十八日まで效力を延長され、更に同年三月四日法によつて常設的な労働争議調整制度として確立せられた。それは、政治と經濟の危機の深化を反映しての政權右傾化とともに強制仲裁制度が、次第に争議調整から争議抑壓のための政策手段に轉化してゆく過程を示すものであり、一九三九年初頭いらい労働者階級の間この制度に對する不満と徹壓要求の聲が抬頭したことも嘗て指摘しておいた通りである。やがて第二次世界大戦への突入とともに、戦時労働體制の要請により強制仲裁法は一九三九年九月一日を以て效力を停止されるに至つた。フランスの敗北、ヴァシー政府の樹立とともに、ナチス支配下の拘禁的奴隸労働制度とこれに對する「抗抵」の歴史がこれに續くのである。「かくして強制仲裁制度は、時の政權の如何によつてその功罪を明白にする兩刃の劍にも比すべき性格を有することを如實に示した。」まことに危機における社會政策——團結保障立法の末路を示すに適はしいものといわねばならないであらう。

かかる政策轉化—轉落は如何にして心然化されたか。それは、現代フランス社會政策史の上において如何なる意味をもつか。

以下わたしはこの問題を、(一)強制仲裁制度の展開過程（一九三八年法による常設的制度としての確立まで）、(二)政策構

造、(三)轉落→變質過程の順に考察することにした。そこでは常に、この制度→政策を支える歴史的社會構造、とくに勞資兩階級の社會力の對抗關係とそれぞれの實踐的課題への適應態度、これに對する政府の政策意思とが明確にされねばならないであらう。かくてこそ、資本主義社會における勞働者政策→社會政策の階級的性格→本質が把握されるというものである。

【補記】 以上は、「フランスにおける強制仲裁制度の發展と特質」（因みに本稿はその第一部）の全體の序論として執筆したものであるが、同稿を分割掲載しなければならなくなつたため、ここに収録した。

ところで、本稿はその第一部をなす。ここでは、一九三八年三月四日法に至る強制仲裁制度の運營過程および、同法による常設的の制度としての確立の意義が分析されるはずである。但し、次稿との關聯もあつて、その政策構造（爭議制限と賃銀規制）については立入らないことにした。

註① 岸本英太郎教授『社會政策論』（有斐閣）とくに前篇第一—第三章および拙稿『日本社會政策史の分析視角』（本誌第卷第六號）とくに二六頁參照。

② 沼田稻次郎教授「勞働組合の政治的行動——特に勞働法との關連に於て——」（野村教授編『今日の勞働組合』新評論社・所收）

③ 勞働立法の發展系列における爭議調整制度の位置と役割については、松岡三郎教授「勞働爭議調整機構論」（勞働法學會『勞働法』第二號）から貴重な示唆を與えられた。

④ 岸本教授『社會政策論の根本問題』（日本評論社）前篇第一章。

⑤ 近藤文二教授『社會保障』（東洋書館）四四頁。

⑥ フランス社會政策史に關する以下のメッセナは、G. Lyon-Caen, *Manuel de Droit du Travail et de la Sécurité Sociale*, 1954, pp. 9-17, Julien Durand, *La Grève* 1949, pp. 10-15, などを參照。

フランス強制仲裁制度の展開・確立過程

第七十六卷 二二九 第四號 四三



⑦ Jacques Rennes, *La Syndicalisme Français* 1948, p. 75.

## 一 強制仲裁制度の運営とその背景

——一九三八年法成立まで——

「労働争議に關する一九三六年一月三日法」の規定に基いて成立したフランス最初の強制調停仲裁制度は、同法の定める調停機關の設置についての政府命令が翌年一月一日に制定せられたとき、運営の第一歩を踏出した。ところで、紛争対象たる労働條件についての強制仲裁（とくに、著しい物價騰貴による労働者階級の窮乏という現實を背景にして、賃銀調整がその中心であった）を以て、商工業における一切の争議行爲に代えようとの極めて大膽かつ劃期的な構想の上に立つ同法は、一九三七年通常國會閉會の日までの約六ヶ月を限つて施行せられたものであり、同年六月乃至七月には當然失効すべきものではなかつた。一九三七年七月三日の國會において労働大臣ルバが、一月一日より五月十五日までの労働紛争三、四九七件に對して二、八八九件が調停により、二〇〇件が仲裁裁定によつて調整されたと報告したことは、法の實効性を示したものと見えよう。裁定違反件數もまた、最初の五ヶ月間の總裁定件數二二〇のうち僅か一二件（勞使同數）にしか過ぎない。然し乍ら、萬事が好都合に運んだというわけではなかつた。既に前年の「マチニョン協定」締結直後からはじまつていた資本家階級の、政府および労働者に對する反響の強化、その結果としての勞資關係の再度の緊張激化のために、強制仲裁制度は所期の政策効果を收めえたと見えなかつた。避けがたい困難に直面していたのである。

前年春の人民戦線の「勝利」——わけでも五、六月の空前の大罷業いらい「労働者階級が斗争によつて工場主に負はせた新しい社會立法、すなわち、團體協約、最低賃銀制、週四十時間労働制、有給休暇、労働者選出の工場代表者制度などは、大部分の

工場主には、どうしても我慢できなかつた。この大工場主たちは、社會立法の實施を失敗させるために、フランスの經濟生活をわざと混亂させた。國際労働局におけるフランス代表が、一九三六年六月にフランス工場主側代表ランペール・リボー氏にしめした忠告、すなわち、『労働者階級を屈服させる唯一の方法は、工場閉鎖であり、經濟生活の停止である』——を、かれらは文字通り實行した。所有者どもは資本を輸出した。經營者は工場の活動力をにぶらせ、労働者との衝突やストライキを挑發し、とくに軍需工場においては、多くの工場閉鎖をあえておこなつた。〔M・トレーズ、J・デュクロ、「ねず、こいで、共譯」解放へのあゆみ』社會書房版一〇頁）

獨占價格の引上げを楨杵とした急激なインフレーション、生産サボや工場閉鎖による「生産の危機」、しかも、巨額金フランの國外流出（資本逃避）は、この「混亂」を倍加するものであり、ブルム内閣の財政經濟政策は破綻を示した。獨占資本の反撃はさらに人民戦線の統一破壊にも向けられ、急進社會黨の右傾化とともに、ブルム内閣の立場も大きく轉換せざるをえなかつた。これが、「ペンと平和と自由」を求める労働者階級の前途に暗影を投げかけたことはいふまでもない。經濟的混亂と政治的社會的動搖、強制仲裁制度、しんが、かかる諸困難の打開のための窮餘の一策として制定されたことは、改めて、述べるまでもなからう。これらの過程の詳細については、拙稿『現代フランス労働政策史の一劃期』（とくに、二九—三七頁）参照のこと。

ところで、人民戦線社會—經濟改革に對する獨占資本のかかる反撃の結果としての經濟的混亂と政治的社會的動搖とによつて、白己の存立基礎を不安定ならしめられたブルム内閣は、此年二月ついに、改革の休止—人民戦線綱領の「休止」を聲明するに至つた。獨占資本に屈従することによつて、破局的な財政—經濟的危機（實に三六〇億フランに上つたといわれている赤字豫算はこれを示す）を緩和しようとしたのである。だが社會不安、労働争議は猶もやまず、資本の國外逃避—流出はいつそう激しくなり、六月になると金融恐慌の状態をさえ招くに至つた。政府のかかる屈從的な政策轉換に憤激するCGTの要求におされてブルムは、所謂「六月恐慌」に對する應急策として爲替管理を含む可成り大膽な經濟政策を遂行するために、議會に「財政全權委任法案」を提出し、下院の承認をえたが、「ブルジョアジーの最大の希望を托された一人、J・カイヨ（Joseph Cailloux）にひきいられた急進社會黨の支配する上院により否決され」、六月二十一日早朝、總辭職を行ふに至つた。猛烈な資本攻勢にたまりか

ねて、人民戦線政府が遂に倒壊したのである！

資本家階級の猛烈な反撃によつて労働組合運動の前途に暗い影が投げかけられた時まさに、労働協約の更新の時期にあつてゐた。現行協約の多くはマチニョン協定直後に一ヶ月の有効期限をもつて締結されてゐたため、此年六月乃至七月には當然期間が満了することとなつてゐたのである。だが前述の勞資關係の緊張激化は、これを契機にして前年春の大混亂 (Grève-kennese)<sup>①</sup> にも比すべき労働争議の全面的激化を懸念させた。この危機を避けるためブルム (首相) は、勞資兩當事者が任意的に労働協約の效力を六ヶ月間延長するよう要望したが、——CGTもまたこれに同意し、現行協約が延長される場合には、(物價騰貴に應じての賃銀調整を確保する手段として) 現行の強制仲裁制度も亦、同時に六ヶ月間延長されることを希望してゐたが——

年	月	労働者数	
		件	名
1937	1	267	39,485
	2	376	76,152
	3	245	40,280
	4	736	60,384
	5	586	72,633
	6	522	30,877
	7	375	22,794
	8	151	9,194
	9	180	17,966
	10	97	19,602
	11	78	19,587
	12	117	17,683
年間計		3,680	426,637

〔第一表〕一九三七年のフランスの罷業統計<sup>②</sup>

これらの努力は空しくなかつた。獨占資本CGFが、その前提條件として、雇傭解雇の自由・ストライキの禁止について保障を政府に要求し、協約の任意的な效力延長を拒んだからである。「經營權」の確保——獨占資本はここに、CGTの社會力を一舉に滅殺せんと圖つたのである。

かかる資本家階級の態度を前にしては、一九三六年法の定める強制仲裁制度は餘りにも無力でしかなかつた。殊に、同法が裁定違反者に対する罰則を設けず、強制を世論の壓迫にまかせていたことは、労働争議調整機構としての役割を著しく減退させるものであつた。しかも、その弱體な強制仲裁制度さえが有効期間満了の日が目眩に迫つ

ていたのである。<sup>\*</sup>

※もちろん私は、強制仲裁制度が常に罰則規定を設けねばならないと云うのではない。その意味は、夫々の問題状況における勞資兩階級間の社會力の對抗關係において把握されねばならない。——なお、獨占資本の反撃を前にしてのブルム内閣強制仲裁制度の不振を示す一例として、仲裁裁定違反件数が此年（一九三七年）度以後、急激に増加し、同年末迄の裁定違反は總裁定件数のうち一〇％に達した（四八三件のうち五三件）、しかも、五三の違反件数のうち、使用者または使用者團體の違反が四三件を占めていることを指摘しておかう。<sup>⑤</sup>

ここにおいてブルムは、CGPFの要求を拒絶するとともに五月二〇日、現行の勞働協約および強制仲裁制度を六ヶ月間延長するための法案を國會に提出した。だが既述（四五頁）した如く、法案審議中にブルム内閣は倒れ、社會・急進社會兩黨の連立を基盤としたシヨータン（Camille Chautemps）内閣がこれに續いた。これは前内閣より遙かに右傾したものであつた（それゆゑ、シヨータン内閣を Cabinet de Front Populaire adouci と呼ぶ人もある）<sup>⑥</sup>が、法案そのものにはさほどの影響を與えることもなく、六月一八日法として成立し、六月から一十月までの間に失効する凡ての勞働協約六ヶ月間延長と、現行強制仲裁制度を同年末まで延長することが定められた。

かくて強制仲裁制度は幾つかの缺陷を含んだままで、ともかくも六ヶ月間の效力延長を實現された。だが同制度の運営とともに痛感され出した諸缺陷は、當然改訂されねばならないものであつた。わけても、強制仲裁制度をもつて資本家階級の攻撃に應えんとするCGTにとつては、紛争解決に餘りにも多くの日子を要すること、賃金調整（裁定）が不完全であること、裁定の執行に強制力がなかつたこと、等は、耐えがたいものであつた。

一九二六年法には、最少限次の五つの欠陥が含まれていたといわれている。<sup>⑦</sup>

① 調停仲裁手續が餘りにも複雑であり、紛争調整に多數の日子を要しすぎること。——一つの紛争が仲裁に附托されるまでには、

四段階乃至五段階を経ることを要し（縣調停委員會→合同調委→全國調委→仲裁人→審判人）、各段階の所定最長期間（調停では夫々四日以内仲裁人審判人の裁定成立については期間の規定なし）がしばしば無視され、一つの事件の解決に五、六ヶ月間かかることさえ少くなかつた。

② 仲裁裁定が不齊一であつたこと。——仲裁、または審判人は殆ど無制限の権限を與えられ、賃金裁定その他について殆ど獨自的な判断を許容されたので、同一産業の同一問題についてすら、仲裁人、審判人毎に種々の裁定が下される状態であつた。

③ 仲裁裁定に對する控訴機關がないこと。——一九三六年法が、裁定に不満な當事者が控訴を提起することにより争議解決が遷延されるのを豫測して、仲裁裁定はいかなる場合も上訴を許さないと定めたこと、既述別稿の通りである。だが、強制仲裁制度の運営とともに、調停仲裁手續違反の防止、仲裁人、審判人の行動規制、裁定の終局的統一化などの必要性が痛感され出した。これらの經驗によつて、控訴手續・控訴機關の設置が強く要望されたのである。

④ 管轄が明確でないこと。——一九三六年法が一切の集團的勞働紛争を對象としたことはいふまでもない。だが、個々の具體的ケースとの關連で、對象規定の内容定義がなされていなかつたため、問題を混亂させた。一例を組合員たるの故の解雇のケースについてみると、解雇をめぐる争議が「集團的紛争」であれば、強制調停仲裁法の法益として被解雇者は、「復職」の裁定を受けうるが、右の不當解雇が、被解雇者對使用者の「個別的紛争」となれば、勞働審判所 (Conseil de Prud'homme) の專屬的管轄となるため、これに提訴し、不當解雇として「損害賠償」(dommages-intérêts) を請求しうるにすぎない。この場合、勞働者側は、「集團的紛争」を、使用者側は「個別的紛争」を主張するのは當然であらう。それゆゑ、調停仲裁制度の管轄の明確化が重大問題となつたのである。

⑤ 強制力がないこと。——仲裁裁定の執行に罰則が伴はず、法の強制力は社會的世論に依存していたこと既に本文で述べた通りであるが、資本攻勢の激化、勞資關係の緊張激化とともに、立法者の當初の期待が裏切られざるをえなかつた。裁定違反件数の増大とともに、罰則制定が要望せられるのは當然であつた。

なかでも、生計費の昇騰と此年七月の平價切下げ（第二次）、したがつて賃金引上げの更に一層の必要性という現實を前にしては、強制仲裁制度の強化が望まれたのは當然であつた。九月四日、CGT執行委員會はそのための

「勸告」を政府に提出し、調停仲裁手續の簡素化と迅速化のために九月十八日政府命令を制定させた。縣調停委員會または全國調停委員會に附托された紛争について委員會の過半数が調停を無益であると認定した場合、或は當事者の一方が各段階の調停委員會（縣・合同・全國）に出席しない場合には、直ちに仲裁手續に附托しうることと定められた。だがこれはCGTの要求を満足させるには程遠く、強制仲裁制度の強化のためには更に全面的な改革が必要となつたのである。

その間にも勞資間の對立は益々激化した。ここにおいて首相ショータンは、勞資の自主的協力を通じて仲裁制度を改革するための争議規制立法を制定せんと欲して、CGT代表とCGPF代表をマチニオン官邸に召集しようとした（九月）。だが既に前年の第一次マチニオン會議（一九三六年六月）における「敗北」を挽回せんとして、第二次會議を決裂（同年一月）させた使用者側CGPFが、CGTを唯一の交渉相手として認めることを拒否して此度の（第三次）會議に出席しなかつたのは當然である。ところが、現行強制仲裁法の有効期間満了の日は刻々と迫つていた。それは同年一二月三十一日に期間を満了する筈であつた。かくてショータンは期間満了日の間隙になつて、現行法の效力を延長するとともに若干の改正を行うための法案を議會に提出した。だが改正點を検討するには餘にも時日が少過ぎた（現行法失効まで四、五日しかなかつた）。下院勞働委員會はそのため、兎も角も現行法の有効期間を更に二ヶ月間延長しようとの暫定措置が策したが、これは、勞資關係に對する政府の干渉を考慮に嫌惡する資本家階級および上院の激しい反對にあつたところとなつた。彼等は強制仲裁制度・勞働協約ともに、期間満了と同時に失効し更新されねばならないとしたのである。だが既に歪みきつてしまつた勞資關係において、當事者間の任意的な協約更新が成功する筈がなく、これに伴つて惹起する紛争が仲裁に附托されるとき、彼等（獨占資本）が極度に嫌惡し

ている仲裁裁定による「企業經營の自由に對する規制」が行われる懸念があつた。これはなんとしても防がねばならない。この懸念は遂に上院をも、法案通過に妥協させることになつた。現行の調停仲裁制度および勞働協約の效力を二月二十八日まで延長するところの法——一九三八年一月一日法が成立したのである。一九三六年法の諸原則は效力を延長することになつた——またしても、懸案の制度的改革には指一本をも觸れないままにおいてある。

だが相續く國際政治の緊張と國內の政治——經濟的危機の深化は、勞資關係の平靜——社會平和の強制的確保を益々必要とした。そのためショータンは、翌一月二日、勞資双方の協議に基いて勞働立法體系の全面的刷新を行わんとし、CGTとCGPFの代表をマチニョン官邸に招集した。(一)勞働者の雇用・解雇に關する法、(二)職業紹介に關する法、(三)勞働協約に關する法、(四)勞働爭議調停仲裁法、(五)勞働爭議法、(六)勞働者代表制に關する法から構成される「近代勞働法」(Statut moderne du Travail)を、會議を背景にして成立せしめんとしたのである。だが、會議はまたもやCGPFの出席拒否によつて失敗に歸してしまつた。同じ頃、ショータン内閣は(人民戦線綱領の不履行を辯詰する共產黨の反對とこれへの社會黨の同調によつて)倒れ、再度首班に任命されたショータンは、急進社會黨單獨政權を組織(一月一八日)するとともに「獨占資本との妥協工作を進め、財時の再建と國防の強化に急いだ。」政權の右傾化、然し乍ら、さきの「近代勞働法」案はともかくも一月二十七日に下院に提出された。法案は上院および使用者側よりする猛烈な反對のなかにおいて完全に至らずたにされてしまつたが、結局三月四日、勞働爭議調停仲裁法案のみが分離され成立する運びとなつた。もちろん調停仲裁法が殆ど何等の反撃もなしに議會を通過したというのではない。だが現行仲裁法は二月二十八日を以て終了するし、勞資關係の對立緩和といふ社會的要請がともかくも強制仲裁制度の存置を必要としていたのである。もちろん三月四日法は當初の政府原案の骨子を大幅に變容

したものであつた。だが、社會平和の強制的確保という緊迫した社會的要請を反映して強制仲裁制度は、從來の臨時措置的性情を放擲し、ここに常設的制度として確立されるに至つたのである。それ故にまた、從來指摘されていた一九三六年法の諸缺陷を補足修正するものとして調停仲裁手續の簡略化と迅速化、控訴手續の設置、賃金調整方式の改正などが、併せ行われたのである。強制仲裁制度に對する資本家階級の反撃とこれに牽制されてのシヨークン内閣の動搖を思うとき、これはまことに大膽なものであつたといわねばならぬであらう。

註① Julien Durand, *La Grève*, 1952, p. 14.

② Joel Cochon: *Compulsory Labor Arbitration in France*, 1951, p. 129.

③ Roger Lindsay, "M. Blum and the France Senate" 《Political Science Quarterly》 L II. (1937), p. 321-39.

④ Michel Colinet: *Esprit du Syndicalisme*, 1954, pp. 103-105.

⑤ Bulletin du Ministère du Travail, 管轄各縣下より作成した。

⑥ G. Lafebvre, Ch. H. Pouthas et M. Baumont: *Histoire de la France, pour tous les français*, 1950, p. 449.

⑦ J. Colton, *op. cit.*, p. 129.

⑧ Pierre Laroque, "L'arbitrage obligatoire dans le conflit du travail en France" 《Sciences Politiques》 L II (Aout, 1937) pp. 225-38.

⑨ C. J. Gignoux, "Le statut moderne du travail" 《Revue politique et Parlementaire》, XLIV (Fév. 1938) p.p. 201-215.

⑩ 西海文郎教授『フランス現代政治社會史』(三一書房)二七七頁。

## 二 強制仲裁制度の常設的確立

——一九三八年三月四日法の論理——

かくて強制仲裁制度は常設的な勞働爭議調整機構として確立した。「調停仲裁手續に關する一九三八年三月四日



法」(Loi du 4 Mars 1938 sur les procédures de conciliation et d'arbitrage)の制定によつてである。同法は一九三六年法の内容を補足修正したもので、これに基いて制定された幾つかの施行細則とともに運営の過程にはいつた。

新しい強制仲裁制度の構造は次の諸改正點によつて特徴づけられる。<sup>①</sup>

第一には、調停仲裁手續を勞資の契約的基礎の上に置くために、當事者間に發生する集團的勞働紛争の調整に解決のための調停仲裁機構と所要最長期間とを、凡ての勞働協約の必要的記載事項としたことである。調停委員會 (Commission paritaire de conciliation) は協約によつて設置され、これが所定期間内に紛争解決に成功しなかつた場合には、當該事件は協約所定の二名の仲裁人に直ちに附托され、仲裁裁定不成立の場合には一名の審判人 (最終的仲裁人) の裁定に委ねられる。争議はすべて一ヶ月以内で解決され、各段階は八日以内で終わらねばならない。——勞働争議調停仲裁制度を勞働協約によつて基礎づけることによつて、勞資關係に對する國家權力の過度の干渉を避けようとしたのである。

ところで、勞働協約の定める調停仲裁手續の範圍外にある集團的勞働紛争<sup>\*</sup>に對しては、次の如き調整機構が制定された。當該紛争は當事者の一方の申請または縣知事の職權によつて、原則として縣調停委員會 (Commission départementale de conciliation) に附托される。但し特別の事情が介在する場合、若しくは争議の性格が重大な場合にあつては、縣知事は (當事者の請求または自己の職權に基いて) これを主務大臣に附托し、主務大臣は勞働大臣との協議の上で當該産業に關する全國調停委員會 (Commission national de Conciliation) に附托する。何れの場合とも、調停は夫々此一段階を以て終り、所定期間内に調停不成立の場合には、直ちに、法の定める仲裁人 → 審判人に附托される。紛争解決の所要最長期間を一ヶ月、各段階は八日以内と定められたことは、この場合も同じである。これは、調停仲裁

手續の簡略化と迅速化が如何に望まれていたかを示すものであろう。その所以は既に述べた通りである。

※なお各級調停仲裁機關の制度的構造、わけでも仲裁人および審判人の選任方式その他については、若干の説明を必要とするが、ここでは紙数の制約のため省略することにした。これは何れ續稿においてなんらかのかたちで取扱うはずである。

改正の第二點は、仲裁裁定の控訴機關として高等仲裁裁判所 (Cours Supérieures d'Arbitrage) が設置されたことである。裁定の適正を確保するために何等かの控訴手續を設置されねばならないとの必要性は、既に一九三六年法の運営とともに痛感されていた。これに應えるため政府は、參事院 (Conseil d'Etat) に裁定審査權を興えようとしたが、裁定審査を普通裁判所に委任しようとする意見など百出するうちに、「新しい (性格の) 事件に對しては新しい (性格の) 裁判を」 (À matiere nouvelle, jurisdiction nouvelle) という見解が支配的となり、かかるものとして高等仲裁裁判所の設立が規定されたのである。だが、この新しい控訴機關は裁定内容そのものの審査を任務とするものではなく、仲裁手續の適正確保を原則としたことを指摘しておかねばならない。仲裁人又は審判人の裁定は控訴を許されず、したがつて破毀院 (Cours de Cassation) 或は參事院 (Conseil d'Etat) へ上告しえないが、裁定が管轄違ひ、越權若しくは法律違反である場合においてのみ、當事者は裁定をうけた日から三日以内に高等仲裁裁判所へ上訴しうることとなつたのである。(但し、勞働大臣は、必要と認めるときは主務大臣との協議を経て、國民經濟會議常任委員會の意見を徴した後、公共の利益を理由として、當該裁定を高等仲裁裁判所に上訴しうる。) 然し乍ら、上訴は仲裁裁定の執行を停止せしめるものではなく、裁判所は上訴提起後八日以内 (但し、上訴對象となつた裁定が管轄に關するものときは五日以内) に判決を下さねばならず、判決により仲裁人又は審判人の裁定を無効とするときは、裁判所は新たな審判人を指名してこれに事件を附托せしめることとなつた。<sup>②</sup>

高等仲裁裁判所の構成(裁判官)は次の通りである。夫々は任期二年で、命令によつて任命される。

參事院副總裁または參事院部長——裁判所長

參事院評定官二名現職または退職の高等司法官および高級行政官、各二名

但し、勞働大臣の提起せる上訴審に對しては、國民經濟會議常任委員會の勞使委員により任命された勞使の代表者二名が、これに加はる。

これを要するに、一九三六年法——最初の強制仲裁制度の基本的缺陷の一つとされていた控訴手續の缺如に對する、注目すべき補正であつたということが出來よう。

改正點の第三は、仲裁人および審判人の權限と仲裁裁定の強制力に關するものである。一九三六年法においては仲裁・審判人が司法上の仲裁人 (*amiable compositeurs*) としての極めて廣汎な權限を與えられており、そのため同一産業の同種問題についてさえ種々な裁定が下される場合が少くなかつたことを指摘しておいた。この缺陷は仲裁・審判機能の依據すべき準則を明確化することによつて訂正されるべきであらう。そのため新しい強制仲裁法は、契約、協約、法令の解釋適用等に關する法律的紛争に對しては、普通法の基準に從い、その他の經濟的紛争に對しては、衡平の原則に従つて裁定を下さねばならないと定めることによつて、仲裁・審判人の裁判官的機能(法律的價值判斷)と立法者的機能(新たな勞働協約その他の規範の設定)との準則を明らかにしたのである。また裁定は仲裁人又は審判人が民事裁判所に寄託することにより執行力を獲得するよう定められ、同裁定が現行勞働協約の解釋および賃金等に關するときは、右の寄託を條件として勞働協約としての效力を有することとなつた。

最後に賃金調整方式の改正を挙げねばならないであらう。既に一九三二年の經濟恐慌、そしてそれからの部分的回復以來はじまつていた物價騰貴の傾向は、ますます顯著となりこれが賃金裁定の問題に重大な影響を及したること

については、既に述べた。物價騰貴に應じての適正な賃金調整が望まれたのである。この點は、當時の勞働争議の原因の大半が賃上または賃下反對にあつたことから理解されよう。一九三八年法はこれに鑑みて、特にその第一〇條において、「賃金改訂の要求は、官廳生計費指數の示す變動が、係争中の賃金の確定當時に最も近い日附公表せられた指數と比較し、少くとも五%以上に達する場合に受理せられ、仲裁人および審判人は生記費の變動に照應して賃金を調整すべき」よう定めたのである。この規定は、賃上要求に法的根拠を與えたものといふべきであらう。以上わたしたは、一九三八年法における四つの主要改正點を列記した。これは新しい調停仲裁制度の性格と構造を特徴づけるものである。紛争調整手續の簡略化と迅速化、控訴手續の設置、仲裁裁定の強制力賦與、賃金調整方式の改訂など——それは一九三六年法による強制仲裁制度の諸缺陷を補正するものとして制定されたといわれねばならない。

では新しい強制仲裁制度は、勞資關係の上に、勞働組合運動の前途に、對して如何なる影響を及したか。もともと一九三六年法が、勞資關係の極度の緊張激化のなから生れたものであつたことは既に述べた。使用者側は、強制仲裁制度は完全にストライキを禁止したものととして、ストライキが発生した場合には、勞働の再開を第一に主張し、勞働者側との交渉を一切拒否し、その場合紛争を調停仲裁手續に附托することすら激しく拒否していた。これに對して勞働者階級は、強制仲裁法が團結罷業權の禁止を明示していない以上、彼等が永年の闘争を通じて獲得して來た罷業の自由と權利は、猶も「最後の武器」として保留されるとしていた。かかる法意識の對立が、集團的勞働紛争の調整者としての強制仲裁制度の運営を不振にするのは當然である。それゆゑ、一九三八年三月四日法は、既に述べた如く、新しい強制仲裁制度を勞資の契約的基礎の上に置こうとしたのであつた。だがこれとても、は必

ずしも成功したようには思われない。既に歪みきつてしまつていた勞資兩當事者にとつて、勞働協約に調停仲裁手續を記載することは至難の業に屬していたからである。そしてそれとともに、前記した「勞働協約外の調停仲裁手續」が次第に支配的となり、政權の右傾化とともに、これが爭議調整から爭議抑壓の政策手段へと轉化してゆくのである。勞働者側の仲裁裁定違反は次第に増加する。「強制仲裁法は當初は満足すべきものであり有用であつたが、勞働者の同意なしの改正により、その性質を變革せしめた」との、一九三九年初頭のCGTノール縣支部の聲明(Le Peuple, 28. Fev 1939)は、その間の事情を示すものであろう。だが、この點について深く立入ることは本稿の直接の課題でもないし、今はそれだけの餘白もない。當然、續稿に譲られるべきであらう。(未完)

註① 以下の資料は、可成りの部分を Joel Colton, *Compulsory Labor Arbitration in France*, 1951, p.p. 63-69, etc. による。

② J. Chapal, *Le droit social et la Cours Supérieure d'Arbitrage*, 《Sciences Politiques》 LII (Oct. 1938), p.p. 461-71.

③ Renée Petit, *Que deviennent les conventions collectives ?* 《Droit Social》 II (1939), p.p. 78-85.

【附記】 スペースの制約のため、故意に註にまわしたり、敘述を端折つた部分(特に第二節)が、少くない。これらの不備は、續稿「フランス強制仲裁制度の政策構造」によつて補いたい。